



全ト協発 第36号(輸)  
平成28年4月12日

各都道府県トラック協会  
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 星野 良三



PSカードの早期更新に係る周知協力について  
(ご協力のお願い)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会活動に格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、港湾保安対策として国際埠頭施設への立入の際に、利用者に対して照合を行うためのPS (PortSecurity) カードを発行し、出入管理情報システムを運用した三点確認(本人確認、所属確認、目的確認)が実施されております。

このような中で、今般、普及しているPSカードにおいては、来年3月末を有効期限としている対象者が大半を占めており、更新申請が集中した場合は、手続きに相当な期間を要する懸念があります。

つきましては、国土交通省より別添の通り、更新に係る留意事項も含め、早期更新に係る協力要請がありましたので、貴協会関係事業者への周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具





公益社団法人全日本トラック協会 殿

平成 28 年 4 月 11 日  
国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

PS カードの早期更新に係る周知協力について  
(ご協力のお願い)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、港湾行政に対する格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、港湾における保安対策については、国際埠頭施設の立入りに際して三点確認（本人確認、所属確認、目的確認）を確実にかつ円滑に実施するための出入管理情報システムを運用するとともに、当該システムによる照合に必要な PS (Port Security) カードを発行して参りました。

今般、既に発行しております大部分の PS カードの有効期限（平成 29 年 3 月末）が近付き更新作業が必要となりますが、対象カードが約 8 万枚と多く、更新手続きにかなりの期間を要すこと、また、締め切り間際に更新申請が集中しますと全ての事業者に対して有効期限内までにカードを発行することができず、平成 29 年 4 月以降にずれこむことが予想されております。

このような状況を受け、スムーズな更新作業が進められるよう更新申請の受付を平成 28 年 4 月から開始したいと考えておりますが、これまでに発行した PS カードのうち一般貨物自動車運送事業者を經由して発行したものが非常に多いこともあり、貴協会会員事業者の更新作業を有効期限内（8%の消費税率が適用される平成 29 年 3 月まで）にスムーズに発行できますよう、早期申請（平成 28 年 4～8 月）について貴協会のご協力を賜れますようお願い申し上げます。なお、早期に申し込まれた場合であっても、新たな PS カードの有効期限は平成 34 年 3 月末（現在の PS カードの有効期限である平成 29 年 3 月末から 5 年間）といたします。

1. 今般の更新申請の対象及び締切期限について

- 有効期限が平成 29 年 3 月 31 日となっている PS カード（平成 26 年 12 月 31 日以前に発行した PS カード全て）を対象に平成 28 年 4 月から更新申請の受付を開始します。
- 更新申請の締切期限は平成 29 年 1 月 31 日（火）（必着）といたします。

2. 更新に要する費用について

- 更新にあたって、使用料として 1 枚 1,800 円及び消費税の納入が必要です。
- なお、平成 29 年 4 月 1 日以降に納入される場合は、消費税率 10%が適用される見込みです。

### 3. 更新後の旧 PS カードの返納について

- 新たな PS カードが事業所に届き次第、これまで使用していた旧 PS カードに必要な書類を添えて、申請窓口へ直ちに返納していただく必要があります。
- 新たな PS カードを発送した日から 10 日経過した後にそれまで使用していた旧 PS カードを失効させます。
- 新たな PS カードを発送した日から 30 日以内に、それまでに使用していた旧 PS カードが返納されない場合には、新たな PS カードも失効させますので、ご注意ください。

### 4. ご留意いただきたい点について

- 今般の更新対象となっている PS カードは大量にありますので、更新申請が集中した場合は、手続きに相当長い時間を要する可能性があります。
- 平成 28 年 8 月 31 日までに更新申請していただいた方には、平成 29 年 3 月 31 日までに使用料 1 枚 1,944 円（消費税率 8%）で更新した PS カードを発行いたします。
- 平成 28 年 9 月以降に更新申請していただいた場合でも、可能な限り平成 29 年 3 月 31 日までに更新した PS カードを発行できるように努めますが、更新申請がなされた順番に手続きを進めて参りますので、申請状況によっては、使用料 1 枚（1,800 円及び消費税）の納入及び更新した PS カードの発行が平成 29 年 4 月以降になる可能性があります。（前述のとおり、平成 29 年 4 月以降に使用料を納入していただく場合は、消費税率は 10%が適用される見込みです。）

### 5. その他

- 更新した PS カードの発行が平成 29 年 4 月以降にずれ込んだ場合、発行できるまでの間は、出入管理情報システムによる照合において入構不可と判断されますので、PS カードを所持していない者と同様にビジターとしての手続きを行うことが必要となり、国際埠頭施設への入構に時間を要するおそれがあります。
- このようなケースが多くなった場合は国際埠頭施設のゲート前で大きな混乱が生じるおそれがありますので、できる限りの対応策を検討しているところではありますが、まずは、更新した PS カードの発行を平成 29 年 3 月 31 日までに終えることが重要と考えておりますので、できるだけ早期の更新申請をお願いいたします。

※ 上記で記載した日時（平成 28 年 8 月 31 日）に拘らず、準備が整いましたら、可能な限り早期に更新申請をお願いいたします。

- 具体的な申請方法については、国土交通省の HP に掲載する他、今般の更新申請が必要な PS カードの使用者が所属する全ての事業所に対して、平成 28 年 4 月初旬を目処に必要な書類を郵送いたしますので、ご確認下さい。